

臨時事務補助員の募集について

消費者庁消費者安全課では、臨時事務補助員を以下のとおり募集いたします。

1 採用予定官職

臨時事務補助員（期間業務職員）〈非常勤〉

2 業務内容

一般事務

常勤職員の補助員として以下の業務を担当していただきます。

- ・ 電話・来客の対応
- ・ PCでの文書等の作成(MS-Excel, MS-Word, MS-Power Point)
- ・ 経費関連事務補助
- ・ 旅費
- ・ 郵便物の仕分け
- ・ 簡単な清掃、給湯等
- ・ その他補助全般

3 募集人数

2名

4 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基本的なPC（Word、Excel、PowerPoint等）操作が可能な方
- (3) 健康状態が良好な方

なお、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない方は応募できません。

5 採用予定日、任用

- (1) 採用予定日

2019年4月1日

- (2) 任用

採用予定日～2020年3月31日

(注) 採用後、1か月は条件付任用期間、勤務実績等により再任用あり

6 給与

(1) 給与日額

8,230円～10,700円

(注) ア 給与日額は学歴及び職務経歴等を考慮して決定

イ 月平均労働日数(21日)で月額換算した場合は次のとおり
172,830円～224,700円

(2) 給与日額以外の給与

● 住居手当相当する給与(月額:27,000円上限)

● 通勤手当相当する給与(月額:55,000円上限)

● 期末及び勤勉手当する給与(賞与)

● 超過勤務手当及び休日給に相当する給与

(注) ア 上記給与は職員に支給する手続に準じて支給

イ マイカー通勤不可

(3) 支払日

原則、毎月16日

(注) 給与日額、超過勤務手当及び休日給に相当する給与は、給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、原則、翌月16日に支給

7 退職手当

有り

(注) 一定の要件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され支給

8 加入保険等

健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険

(注) ア 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外

イ 再任用により引き続き1年を超えて勤務し、国家公務員共済組合法が適用された場合、健康保険は適用除外

9 服務・倫理

国家公務員法及び国家公務員倫理法等を適用

10 勤務日数、勤務時間及び休暇

(1) 勤務日数

週5日

(注) 土日祝日(12月29日から1月3日を含む)を除く

(2) 勤務時間

9時00分～17時45分(7時45分)

(注) ア 上記勤務時間のうち12時～13時は休憩時間

イ 必要に応じて上記勤務時間以外の時間に勤務を命ずることあり

(3) 休暇

年次休暇10日

(注) ア 採用から半年経過し、全勤務日の8割以上勤務した場合に付与

イ なお、夏季(7月～9月)は、年次休暇付与以前であっても、3月間以上継続勤務していること等の一定の要件を満たした場合は、上記10日うち3日を前倒して付与が可

ウ 再任用時に繰越可

1.1 勤務地

消費者庁消費者安全課

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館7階

〈所在地地図〉



〔最寄り駅からのアクセス〕

ア 東京メトロ丸ノ内線・千代田線 「国会議事堂前駅」4出口より徒歩5分

イ 東京メトロ丸ノ内線・千代田線・日比谷線 「霞ヶ関駅」A13出口より徒歩5分

ウ 東京メトロ銀座線 「虎ノ門駅」6出口より徒歩5分

1.2 応募方法

(1) 提出書類

履歴書及び職務経歴書

- (注) ア 履歴書は市販の用紙で可、高等学校卒業以降を記入し、6ヶ月以内に撮影した写真を貼付
イ 職務経歴書は、職務概要や職務経歴のほか、正規・非正規(契約、パート、アルバイト等)の別、非正規の場合は1週間の勤務日数、1日の勤務時間も記載

(2) 提出方法

郵送

(注) 封筒の表面に、赤色で「**臨時事務補助員募集書類在中**」と記載

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館7階
消費者庁消費者安全課採用担当 あて

(4) 提出締切り

2019年2月15日(金) 必着

1.3 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

- ・ 応募書類の提出状況に応じ、1次選考(書類審査)、2次選考(面接)を順次行います。
- ・ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみ、面接の日時・場所等を連絡いたします。

- ・ 締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがございますので御承知おきください。
- ・ 応募書類は返却いたします。

14 その他

マイナンバーカードの取得

- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

15 問合せ先

消費者庁消費者安全課総括係 小松

電話 03-3507-9202